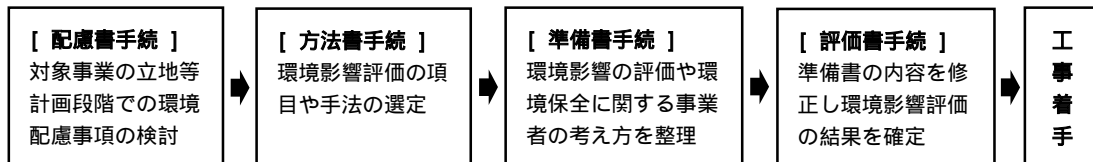


### 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案(概要)

- 環境影響評価(環境アセスメント。以下「アセス」という。)は、大規模な開発事業を行う際に事業者自らが事業実施に伴う環境影響を事前に予測、評価し、その結果を公表して住民や地方公共団体などから意見を聴き、事業計画に反映することで、より環境に配慮した事業とするための制度である。
- 環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)では、一定規模以上の道路、ダム、発電所の設置の事業等を対象にアセス手続等が定められているが、本県の地域特性等を踏まえ、滋賀県環境影響評価条例(平成10年条例第40号。以下「条例」という。)により、法の対象とならない小規模な開発事業等についても、法と同様のアセス手続等を定めている。

#### 【環境影響評価手続(アセス手続)の流れ】



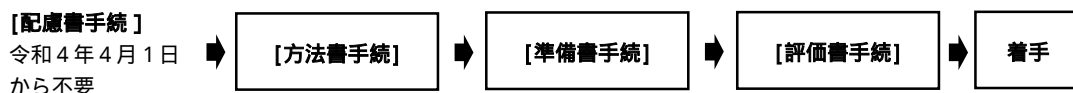
- 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)の一部改正(令和4年4月1日施行)により、市町が認定した地域脱炭素化促進事業計画に基づき実施される再生可能エネルギー施設の整備事業(以下「認定事業」という。)が、法に基づくアセス手続が必要な事業(以下「法対象事業」という。)に該当する場合、計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)に係る規定を適用しないこととする特例が設けられた。
- また、認定事業は、国や県の環境配慮基準に基づき市町が設定する「促進区域」内で実施されるものであり、現在、太陽光発電を対象とした県の環境配慮基準について検討を行っている。
- 県の環境配慮基準の策定後は、法対象事業に該当する認定事業については、配慮書手続が不要となるため、法と同様に、条例に基づくアセス手続が必要な認定事業についても配慮書手続を不要とすべく、条例の一部改正を行う。

#### 1 法に基づく手続

以外の事業



認定事業

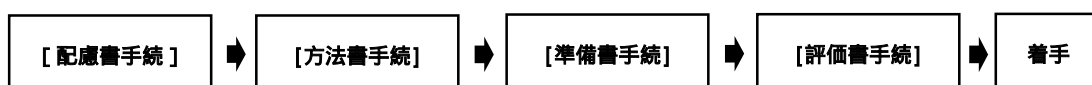


< 認定事業について配慮書手続が不要とされている理由 >

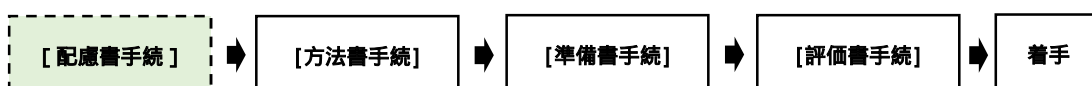
- ・ 配慮書手続は、事業の初期段階として、対象事業の位置や規模の設定など、計画段階での環境配慮事項を検討する段階とされている。
- ・ 認定事業を実施する「促進区域」を市町が設定する段階で、計画段階での環境配慮事項が検討済であることから、配慮書手続は不要とされている。

## 2 条例改正のイメージ

以外の事業



認定事業



【改正部分】

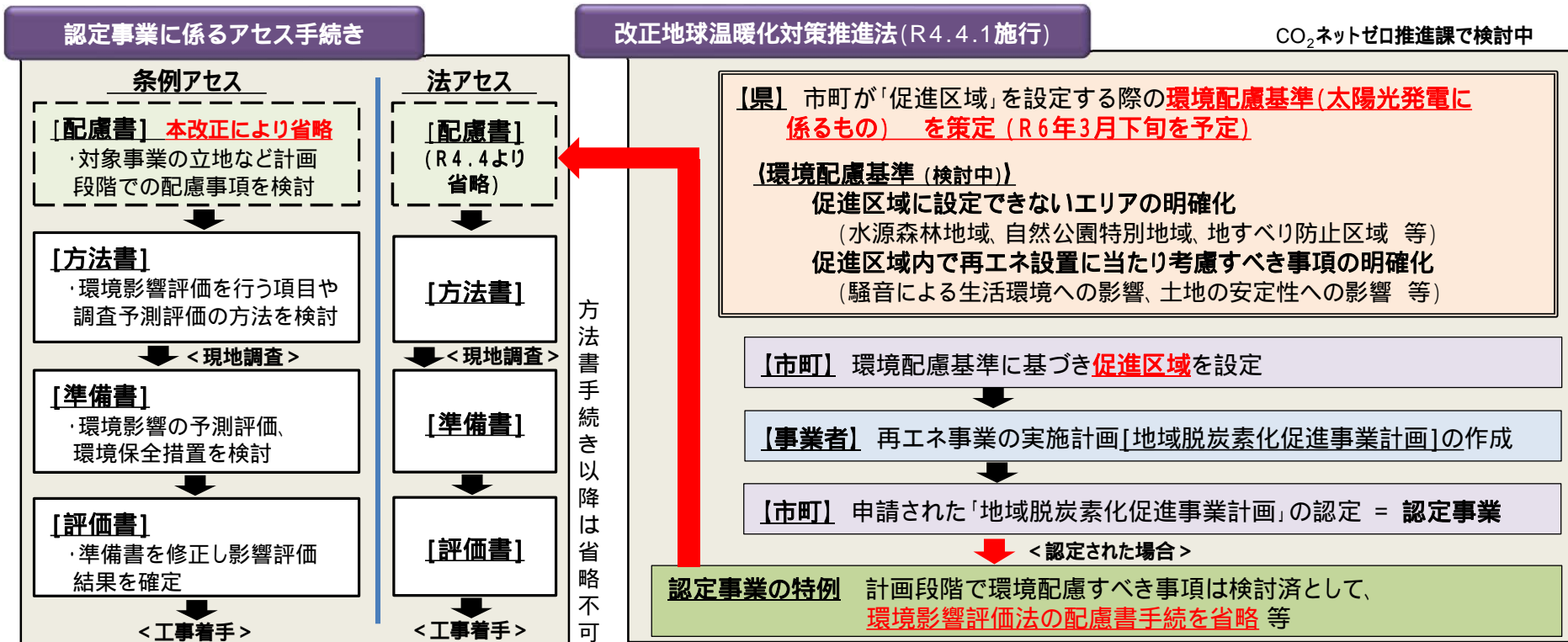
法と同様に条例についても**配慮書手続を省略**（方法書以降の手続は必要）

## 3 施行日

- ・ 公布の日から施行

# 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案【概要図】

- **滋賀県環境影響評価条例**では、環境影響評価法の対象とならない**小規模な事業等について、法と同様のアセス手続を規定**している。
- 改正地球温暖化対策推進法(R4.4.1施行)により、**市町が認定した地域脱炭素化促進事業**(再エネ施設の整備事業)については、法アセスにおける**配慮書手続を省略**する規定が設けられた。  
同事業を実施する区域「促進区域」を設定する際の環境配慮基準(県基準)の策定に合わせ、法と同様に、**条例アセスにおいても配慮書手続を省略**するため、条例改正を行う。【公布の日から施行(R6年3月下旬を予定)】



## 【環境影響評価(環境アセスメント)とは】

・道路、ダム、発電所の設置といった大規模な事業を行う際に、事業者自らが事業実施に伴う環境影響(水質、動植物、景観等)を、事前に調査、予測、評価し、実行可能な範囲で環境影響の回避または低減を図ることでより環境に配慮した事業にしていく手続。

## 【太陽光発電に係る環境アセスメント手続の規模要件】

- ・環境影響評価法(法アセス) : **出力40 MW(メガワット)以上**(第1種事業)、**出力30~40 MW**(第2種事業)
- ・滋賀県環境影響評価条例(条例アセス) : 宅地の造成事業(太陽光発電を含む面的開発) **事業面積 20ha以上(出力10~20 MWに相当)**  
森林の場合は事業面積 15 ha以上、自然公園内は事業面積 10 ha以上

## 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の一部改正により、一定の地域脱炭素化促進施設の整備については、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）の計画段階環境配慮書に係る規定を適用しないこととする特例が設けられたことを踏まえ、滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）においても同様の特例を設けるため、同条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 市町から地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた者が、当該地域脱炭素化促進事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備については、環境影響評価方法書の作成前の手続に係る規定を適用しないこととします。（第 53 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条に次の 1 項を加える。

- 2 第 2 章の 2 の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 22 条の 3 第 1 項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第 3 項第 1 号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第 22 条の 11 に規定する整備については、適用しない。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 53 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日前に滋賀県環境影響評価条例第 5 条の 4 第 1 項の規定により同条例第 5 条の 3 第 1 項に規定する配慮書およびこれを要約した書類が送付された事業については、適用しない。

滋賀県環境影響評価条例新旧対照表（案）

旧	新
<p>第1条～第52条 省略 （適用除外） 第53条 省略 （新設）  第54条以下 省略</p>	<p>第1条～第52条 省略 （適用除外） 第53条 省略 <u>2. 第2章の2の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の11に規定する整備については、適用しない。</u> 第54条以下 省略</p>